岩手県監査委員告示第6号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。 平成23年2月4日

> 岩手県監査委員 千 葉 康一郎 岩手県監査委員 樋 下 正 信 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

| 監査対象機関 | 監査執行年月日 | 担当監査委員 |
|------------------|-------------|-----------------|
| 岩手県一関児童相談所 | 平成22年12月20日 | 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県宮古児童相談所 | 平成22年12月15日 | 樋 下 正 信 工 藤 洋 子 |
| 岩手県立一関高等看護学院 | 平成22年12月20日 | 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県立宮古高等看護学院 | 平成22年12月13日 | n |
| 岩手県北海道事務所 | 平成22年12月20日 | 千 葉 康一郎 工 藤 洋 子 |
| 岩手県立宮古高等技術専門校 | 平成22年12月15日 | 樋下正信 " |
| 岩手県立二戸高等技術専門校 | " | 千 葉 康一郎 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県漁業取締事務所 | 平成22年12月20日 | 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県農業研究センター畜産研究所 | 平成22年12月15日 | 千 葉 康一郎 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県内水面水産技術センター | 平成22年12月13日 | 伊 藤 孝次郎 |
| 宮古教育事務所 | 平成22年12月15日 | 樋 下 正 信 工 藤 洋 子 |
| 岩手県立盛岡農業高等学校 | II. | 千 葉 康一郎 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県立釜石商工高等学校 | 平成22年12月20日 | 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県立山田高等学校 | 平成22年12月16日 | 樋 下 正 信 工 藤 洋 子 |
| 岩手県立宮古高等学校 | 平成22年12月15日 | " " |
| 岩手県立宮古工業高等学校 | 平成22年12月16日 | " " |
| 岩手県立宮古商業高等学校 | II. | " " |
| 岩手県立宮古水産高等学校 | 平成22年12月15日 | 11 11 |
| 岩手県立福岡高等学校 | II | 千 葉 康一郎 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県立福岡工業高等学校 | n, | 11 11 |
| 岩手県立気仙光陵支援学校 | 平成22年12月20日 | 伊 藤 孝次郎 |
| 岩手県立釜石祥雲支援学校 | n, | n |
| 岩手県立宮古恵風支援学校 | 平成22年12月13日 | II . |

- 2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。
 - (1) 岩手県立宮古高等技術専門校 旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが20件、81,162円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - (2) 岩手県立盛岡農業高等学校
 - ア 授業料の徴収に当たり、減免の取消し決定後相当期間経過してから調定しているものが1件、59,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、20,027円、多く支給してい

るものが1件、107,071円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 岩手県立宮古水産高等学校 授業料の徴収に当たり、減免の決定後相当期間経過してから減額調定しているものが3件、227,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。